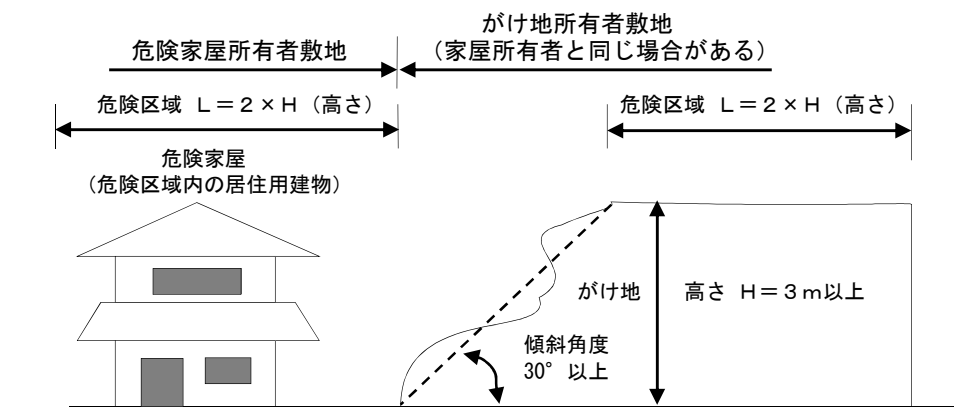
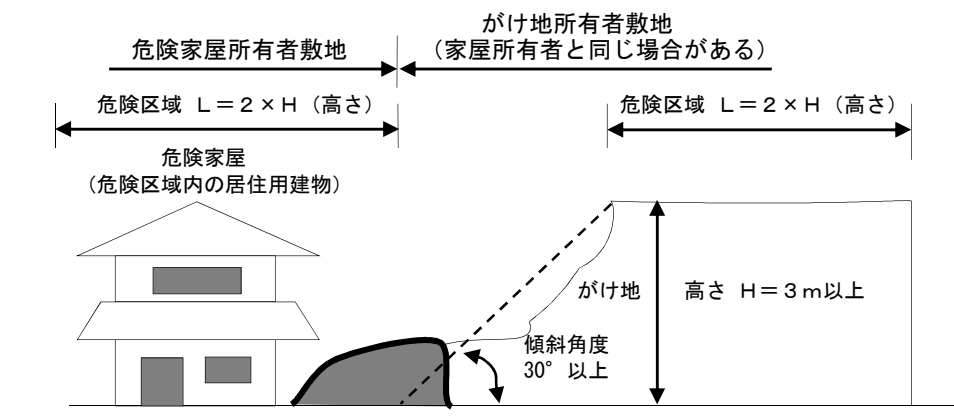


## 羽咋市がけ地防災対策工事等補助金交付制度の概要

要 件
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現に市民が居住する危険家屋を有するがけ地であること</li> <li>・ がけ地が他の補助事業の対象外であること</li> <li>・ 宅地の分譲など営業として行うものでないこと</li> <li>・ 申請日現在において、市税及び使用料等を滞納していない者</li> <li>・ 過去に防災対策工事の補助金を受けていない土地であること</li> <li>・ 危険家屋所有者でない者が申請する場合は、親、配偶者又は子が所有する危険家屋に、自ら居住しているものに限る</li> </ul>

防 災 工 事 の 補 助	
対 象	<p style="text-align: center;">がけ崩れによる災害防止のための施設の新設工事又は復旧工事</p> 
補 助 金	防災工事費用（設計も含む）の1/2（補助金限度額100万円）

応 急 復 旧 工 事 の 補 助	
対 象	<p style="text-align: center;">発生したがけ崩れによる被害の拡大を防止するために行う仮設工事で、土砂及び倒木等の障害物除去、その他の応急的な措置のための工事</p> 
補 助 金	応急復旧工事費用の1/2（補助金限度額100万円）

※がけ地とは高さが概ね3m以上、かつ、こう配が概ね30度以上の傾斜地  
 危険地域とはがけ地からの水平距離が、がけ地の高さの2倍の範囲内の土地  
 危険家屋とは危険区域内に存する現に居住用に供する建物